

# 伊勢市公報

第 374 号  
 令和3年6月7日  
 月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	2
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市観光振興基本計画策定業務受託者選定委員会規則	5
<b>告 示</b>	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	7
○ 市議会臨時会の招集について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	14
○ 地籍調査の実施について	15
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	16
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	17
<b>公 告</b>	
○ 公示送達	18
○ 伊勢市第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について	19
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	20
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	21
○ 市営住宅の入居者の募集について	22

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を

ここに公布する。

令和3年5月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第19号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和3年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

19 令和3年6月に支給する期末手当の額は、第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和3年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 令和3年6月に支給する期末手当の額は、第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和3年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 令和3年6月に支給する期末手当の額は、第4条第3項の規定にか

かわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和3年5月31日から施行する。

伊勢市観光振興基本計画策定業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和3年5月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第33号

### 伊勢市観光振興基本計画策定業務受託者選定委員会規則

#### (設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、観光振興基本計画策定業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市観光振興基本計画策定業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

#### (委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、産業観光部観光振興課において処理する。

#### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 105 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 3 年 4 月 23 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	16 台
〃	令和 3 年 4 月 23 日 午後 1 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	19 台
計			35 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

#### 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

#### 5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 106 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

令和 3 年 5 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 3 年 5 月 28 日（金） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
  - (1) 専決事項の承認を求めることについて  
(令和 3 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）)
  - (2) 専決事項の承認を求めることについて  
(伊勢市市税条例の一部改正について)
  - (3) 専決事項の承認を求めることについて  
(伊勢市都市計画税条例の一部改正について)
  - (4) 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

伊勢市告示第 107 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、一色町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 5 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 菊 川 喜 保

伊勢市一色町 1606 番地 2

変更後 野 中 良 成

伊勢市一色町 1444 番地 3

伊勢市告示第 108 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 5 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 山 根 章 宏

伊勢市中之町 20 番地 91

変更後 加 藤 泰 彦

伊勢市中之町 20 番地 90

伊勢市告示第 109 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
宮町自治連合会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 3 年 5 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 村 増 宏
	伊勢市宮町 1 丁目 2 番 15 号
変更後	島 紀 生
	伊勢市宮町 2 丁目 4 番 5 号

伊勢市告示第 110 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
宮川町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

令和 3 年 5 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	山 本 房 彦
	伊勢市宮川 2 丁目 13 番 65 号
変更後	山 寄 堯 己
	伊勢市宮川 2 丁目 6 番 38 号

伊勢市告示第 111 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、植山町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 5 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	田 端 元
	伊勢市植山町 27 番地
変更後	大 西 洋 幸
	伊勢市植山町 47 番地

伊勢市告示第 112 号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 3 年 5 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業計画が定められた年月日

令和 3 年 4 月 28 日

- 2 調査を実施する者の名称

伊勢市

- 3 調査地域

村松 2、河崎 2、村松 3 及び村松 4

- 4 調査期間

令和 3 年 5 月 27 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

伊勢市農業委員会告示第6号

伊勢市農業委員会第21回定期総会を次のとおり招集します。

令和3年5月20日

伊勢市農業委員会  
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和3年5月26日(水)14時
- 2 招集の場所 伊勢市立御菌公民館 2階講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 令和2年度伊勢市農業委員会事業報告について
  - 議案第2号 令和3年度伊勢市農業委員会事業計画(案)について

## 伊勢市上下水道事業告示第 10 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 3 年 5 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 3 年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和 3 年 6 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
浦口 4 丁目及び黒瀬町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市公告第 27 号

公 示 送 達

下記の者の差押解除通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 5 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 28 号

伊勢市第 9 次老人福祉計画・第 8 期介護保険事業計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

令和 3 年 5 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部介護保険課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 29 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、東大淀地区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 3 年 5 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 岡 本 忠 佳

変更後 中 井 栄 一

伊勢市公告第 30 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、北浜まちづくり会議から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 3 年 5 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 山 中 松 廣

変更後 奥 野 時 明

## 伊勢市公告第 31 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

令和 3 年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 申込期間

令和 3 年 6 月 2 日（水曜日）から 6 月 15 日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで）

### 2 申込場所

伊勢市営住宅等管理事務所（F E 住宅管理共同企業体）

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

### 3 募集住宅及び戸数

#### (1) 一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※ 1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※ 2
倭隠岡団地	倭町 19 番地 1	RC 造 4 階建	4 階	3 DK	1	×	20,800 円～ 40,800 円
一之木 第 2 団地	一之木 4 丁目 2 番 33 号	PC 造 3 階建	1 階	3 DK	1	×	16,000 円～ 31,400 円
宮中横団地	浦口 4 丁目 32 番 37 号	RC 造 3 階建	3 階	3 DK	1	×	22,500 円～ 44,200 円

二俣団地	二俣3丁目 10番18号	RC造 4階建	2階	3DK	1	×	22,100円～ 43,500円
			3階	2DK	1	○	17,800円～ 35,000円
万所団地	辻久留3丁目 20番44号	RC造 3階建	1階	3DK	1	×	22,200円～ 43,600円
			2階	2DK	1	○	16,900円～ 33,300円
旭団地	旭町49番地1	RC造 4階建	3階	2DK	1	○	16,600円～ 32,700円

## (2) 高齢者向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※2
リバーサイド せせらぎ	小俣町宮前 31番地2	RC造 6階建	2階～ 4階	2DK	4	○	19,900円～ 39,000円

※1 PC：コンクリート版プレハブ造 RC：鉄筋コンクリート造

※2 入居後、4(5)の収入基準を超えた場合は、記載の上限額を超える場合があります。

## 4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と18歳未満の者のみの世帯、障害者等がいる世帯及び小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000円以下となります。

・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控

除した後、12箇月で除した額

(6) 申し込む住宅に応じて下記の条件に該当すること。

ア 一般向市営住宅

現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。

- ・親族・・・・・・・・6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族
- ・内縁関係者・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
- ・婚約者・・・・・・・・契約日までに、婚姻ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3K以下の住宅に限り単身で申し込むことができます。

- (ア) 60歳以上の者
- (イ) 身体障害者（障害の程度が、1級から4級までの者）
- (ウ) 精神障害者（障害の程度が、1級から3級までの者）
- (エ) 知的障害者（障害の程度が、(イ)の程度に相当する者）
- (オ) 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までの者又は第1款症の者）
- (カ) 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定を受けた者）
- (キ) 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に該当する者）
- (ク) 生活保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に該当する者）
- (ケ) 海外からの引揚者（引揚げ後5年を経過していない者）
- (コ) ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対す

る補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に該当する者）

- (㊦) DV 被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）による一時保護者若しくは保護終了日から 5 年を経過していない者又は保護命令の申立てを行っている者であって保護命令発効から 5 年を経過していないもの）

#### イ 高齢者向市営住宅

次のいずれにも該当すること。

- (ア) 60 歳以上の単身世帯、いずれか一者が 60 歳以上の夫婦<sup>※</sup>のみの世帯又はいずれもが 60 歳以上である親族からなる世帯
  - ※ 夫婦・・・配偶者同士のみ（内縁関係者及び婚約者を含む。）
- (イ) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められる、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる世帯
- (ウ) 住宅困窮度が高く、家族等による援助が困難な世帯

#### 5 申込方法

伊勢市営住宅等管理事務所で配付される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、2 の申込場所に持参してください。

#### 6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は、公開抽選を行います。

- (1) 日時 令和 3 年 7 月 10 日（土）

※ 受付は、午後 1 時 30 分から午後 1 時 55 分まで（時間厳守）

※ 入居抽選会及び説明会は、午後 2 時から午後 4 時 30 分頃まで

(2) 場 所 いせシティプラザ 2階多目的ホール

7 入居時期

令和3年8月1日以降

8 問い合わせ先

伊勢市営住宅等管理事務所（F E住宅管理共同企業体）

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部住宅政策課

電話 0596-21-5596